

議案第44号

つくば市地域交流センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市地域交流センター条例の一部を改正する条例

つくば市地域交流センター条例（平成22年つくば市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の表つくば市荃崎交流センターの項を次のように改める。

つくば市荃崎交流センター	つくば市小荃318番地
	つくば市小荃320番地（別館）

第5条中「午後10時まで」の次に「（つくば市荃崎交流センターの別館にあっては、午前9時から午後5時15分まで）」を加える。

第8条第1項中「第6条の2」を「第6条の2第1項」に、「使用許可」を「当該許可」に改め、同条第2項中「印刷機」の次に「又はコピー機」を加える。

別表第1つくば市荃崎交流センターの部を次のように改める。

つくば市荃崎交流センター	和室	310円
	茶室	50円

	大会議室	520円
	小会議室	150円
	研修室	200円
	視聴覚室	310円
	工作室	260円
	芝生広場	200円
別館	会議室 1	240円
	会議室 2	240円
	会議室 3	240円
	多目的室	350円
	調理室	200円

別表第 2 荃崎交流センターの項を削る。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 (第 8 条関係)

区分		単位	使用料	仕様
印刷機		1 版	30円	日本産業規格 A 列 3 番以内
		1 枚	1 円	
コピー機	モノクロ	1 枚	10円	
	カラー	1 枚	50円	

備考

- 1 印刷機を使用することができるセンターは、つくば市吉沼交流センター、つくば市豊里交流センター、つくば市二の宮交流センター、つくば市小野川交流センター、つくば市広岡交流センター及びつくば市荃崎交流センターとする。
- 2 コピー機を使用することができるセンターは、つくば市島名交流センター

及びつくば市小野川交流センターとする。

3 印刷機用の紙は、持参とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第8条、別表第2及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

つくば市荃崎保健センターの跡地を改修し、つくば市荃崎交流センターの別館として定義付け、当該施設の開館時間・有料施設区分・使用料等について定めるほか、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市地域交流センター条例（平成22年つくば市条例第39号）新旧対照表

改正後	改正前																
<p>第1条（略） （名称及び位置）</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">つくば市荖崎交流センター</td> <td style="text-align: center;">つくば市小荖318番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">つくば市小荖320番地（別館）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条・第4条（略） （開館時間）</p> <p>第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時まで（つくば市荖崎交流センターの別館にあっては、午前9時から午後5時15分まで）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>第6条—第7条（略） （使用料）</p> <p>第8条 第6条の2第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第1及び別表第2に定める使用料を当該許可の際に納付しなければならない。</p> <p>2 印刷機又はコピー機を使用しようとするものは、別表第3に定める使用料を使用の際に納付しなければならない。</p> <p>第9条—第15条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第1（第6条、第8条、第9条関係）</p>	名称	位置	(略)	(略)	つくば市荖崎交流センター	つくば市小荖318番地		つくば市小荖320番地（別館）	<p>第1条（略） （名称及び位置）</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">つくば市荖崎交流センター</td> <td style="text-align: center;">つくば市小荖318番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条・第4条（略） （開館時間）</p> <p>第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時まで _____ とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>第6条—第7条（略） （使用料）</p> <p>第8条 第6条の2 _____ の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第1及び別表第2に定める使用料を使用許可の際に納付しなければならない。</p> <p>2 印刷機 _____ を使用しようとするものは、別表第3に定める使用料を使用の際に納付しなければならない。</p> <p>第9条—第15条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>別表第1（第6条、第8条、第9条関係）</p>	名称	位置	(略)	(略)	つくば市荖崎交流センター	つくば市小荖318番地		
名称	位置																
(略)	(略)																
つくば市荖崎交流センター	つくば市小荖318番地																
	つくば市小荖320番地（別館）																
名称	位置																
(略)	(略)																
つくば市荖崎交流センター	つくば市小荖318番地																

施設区分		使用料（30分当たり）
(略)	(略)	(略)
つくば市荃崎交流センター	和室	310円
	茶室	50円
	大会議室	520円
	小会議室	150円
	研修室	200円
	視聴覚室	310円
	工作室	260円
	芝生広場	200円
	別館	会議室 1
会議室 2		240円
会議室 3		240円
多目的室		350円
調理室		200円

別表第2（第6条、第8条、第9条関係）

施設区分		使用料（1回につき）
(略)	(略)	(略)

備考（略）

別表第3（第8条関係）

施設区分		使用料（30分当たり）
(略)	(略)	(略)
つくば市荃崎交流センター	和室	310円
	茶室	50円
	大会議室	520円
	小会議室	150円
	研修室	200円
	視聴覚室	310円
	工作室	260円
	芝生広場	200円

別表第2（第6条、第8条、第9条関係）

施設区分		使用料（1回につき）
(略)	(略)	(略)
荃崎交流センター	陶芸窯 ^{がま}	2,090円

備考（略）

別表第3（第8条関係）

区分	単位	使用料	仕様
印刷機	1版	30円	日本産業規格A列3番
	1枚	1円以内	
コピー機	モノクロ	1枚 10円	
	カラー	1枚 50円	

備考

- 1 印刷機を使用することができるセンターは、つくば市吉沼交流センター、つくば市豊里交流センター、つくば市二の宮交流センター、つくば市小野川交流センター、つくば市広岡交流センター及びつくば市荃崎交流センターとする。
- 2 コピー機を使用することができるセンターは、つくば市島名交流センター及びつくば市小野川交流センターとする。
- 3 印刷機用の紙は、持参とする。

単位	使用料	仕様
1版	30円	日本産業規格A列3番以内
1枚	1円	

備考

- 1 印刷機を使用することができるセンターは、つくば市吉沼交流センター、つくば市豊里交流センター、つくば市二の宮交流センター、つくば市小野川交流センター、つくば市広岡交流センター及びつくば市荃崎交流センターとする。
- 2 印刷機用の紙は、持参とする。

議案第 44 号

つくば市地域交流センター条例の一部を改正する 条例についての説明資料

つくば市市民部地域支援課

○ 改正に至った経緯

【荃崎交流センター別館について】

荃崎保健センターを市民が利用可能な新たな施設として整備してほしいとの要望があり、令和6年10月から荃崎保健センターの改修工事を行っていた。令和7年9月に改修工事が終わり、市民が利用可能な施設として「荃崎交流センター別館」を設置することに伴い、つくば市地域交流センター条例に本施設の基本的事項（名称、位置、開館時間、有料施設区分、使用料等）について規定する。

※つくば市保健センター条例の一部を改正する条例を同時提出

【その他】

- ・荃崎交流センターの陶芸窯が使用できない状態であるため、有料施設としての規定を削除する。
- ・島名交流センター及び小野川交流センターに市民が利用できるコピー機を新設するにあたり、当該コピー機の使用料等を定める。

○ 他自治体の状況等

特になし。

○ 上位計画又は関連計画等

- ・荃崎庁舎跡地利用計画

○ 根拠法令及び関係法令等

特になし。

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

- ・荃崎交流センターの別館について、円滑に供用開始することができる。本施設では、会議室や調理室の貸出及びフリースペースの提供だけでなく、引き続き健診等の保健事業の実施場所として使用することができる。
- ・荃崎交流センターの陶芸窯について、使用できないことを明確にすることができる。
- ・島名交流センター及び小野川交流センターに設置するコピー機について、市民に有料で貸し出すことができる。